

寄附の禁止

寄附 つてな～に？

「政治家の寄附は禁止」というけれど、寄附ってなんなの？



寄附とは、お金や物品、その他財産上の利益となるものを与えたり、与える約束をすることです。ただし物を買ったときの代金や有料イベントの参加料のように、債務の履行として支払うものは寄附にはあたりません。



NO!



政治家が寄附にお金をかけることを無くして、お金のかからない選挙、きれいな選挙を実現するためです。



どうして政治家は寄附をしてはいけないの？



お世話になった人へのお中元・お歳暮や催し物の贊助金など、選挙とは関係ない寄附だったら問題ないのでは。



以前は「選挙に関する」寄附だけが禁止されていました。でも、政治家が普段からいろいろな名目で行う寄附が、実は選挙にお金がかかる大きな原因となっていました。そこで法律が改正されて、現在は選挙に関する・関しないを問わず、選挙区内の人や団体への寄附は全て禁止されています。



寄附の禁止

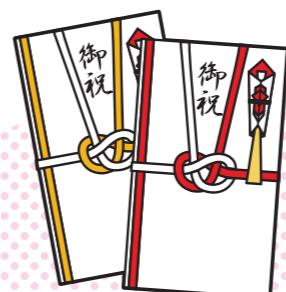
こんなときは？

Q & A



Q 政治家が、家族や秘書の名義で支払ったお祝い金は寄附にあたりますか？

A 他の人の名義であっても、政治家本人の禁止されている寄附にあたります。



Q

町会で被災地支援の募金を集めるようになりました。町会にいる政治家が募金に応じた場合は、寄附にあたりますか？

A

募金に応じた場合も、禁止されている寄附にあたります。



Q

政治家からの結婚祝いや香典は寄附にあたりますか？

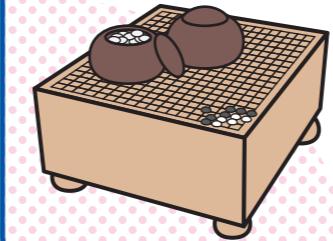
A

結婚祝いや香典も禁止されている寄附にあたります。
(政治家本人が結婚披露宴、葬式等に自ら出席してその場で行う場合は罰則が適用されない場合があります。)



Q 趣味の会の会則で、会費は1口(1,000円)以上となっている場合、入会することとなった政治家が2口(2,000円)以上支払ったときは、寄附にあたりますか？

A 会員として資格を得られる最低限の会費(この事例では1口)までは寄附ではありませんが、これを超える分は禁止されている寄附にあたります。



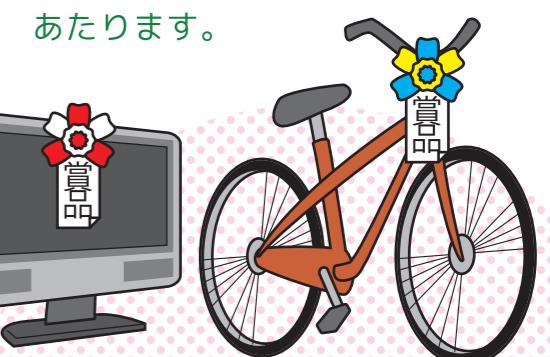
Q

地域で開催されるカラオケ大会の賞品を政治家が提供した場合、寄附にあたりますか？

A

物品の提供も、利益を与えることとなるため禁止されている寄附にあたります。

Q



注：上記事例は、すべて政治家の選挙区内における寄附に関するものであり、禁止される寄附にあたる場合は、罰則が適用されます。